

## 大分県ノーリフティングケア先進施設等指定要綱

### 1 目的

ノーリフティングケアに組織全体として取り組み、労働安全衛生面で顕著な改善がある施設を評価し、見える化することで、県内の介護施設へのノーリフティングケアの更なる普及・促進を図ることを目的とする。

### 2 定義

この要綱において「施設」とは、通所系及び施設系の介護サービス事業所、有料老人ホーム等とする。

### 3 指定施設名称、指定要件等

大分県社会福祉協議会長名で先進施設、取組継続施設の指定を3段階で行う。

指定施設の考え方及びその指定要件は次のとおりとする。

#### 《指定施設の考え方》

#### (1) 先進施設(マスター)

職員の高い意識のもと、必要な福祉用具等も充足した環境でノーリフティングケアが実践され、職員の労働安全衛生面での改善がある施設(業務による腰痛者ゼロ)

#### (2) 先進施設(アドバンス)

職員の理解のもと、ノーリフティングケアが実践され、職員の労働安全衛生面での改善がある施設(業務による腰痛者2割以下)

#### (3) 取組継続施設(ベーシック)

職員の労働安全衛生面に課題があるが(業務による腰痛者2割以上)、職員の理解のもと、ノーリフティングケアが実践されている施設

#### 《指定要件》

(1) 別紙1「大分県ノーリフティングケア先進施設指定に係る審査基準」において、先進施設(マスター)は各項目が概ね「レベルⅢ」を満たすものとし、先進施設(アドバンス)は概ね「レベルⅡ」以上とする。ベーシックについては、職員の健康管理の業務による腰痛2割以下であ

ることを除いた全ての項目がレベルⅡ以上であり、かつ申請を2回以上行っていることを要件とする。

なお、先進施設(アドバンス)は特定の部所(ユニット等)での取り組みでも可とする。

- (2) 数値基準の「業務による腰痛者の割合」については、別紙2「簡易腰痛調査票」(一般社団法人ナチュラルハートフルネットワーク作成)により、申請時点で職員の調査を実施するものとする。

調査票の「1 腰痛はありますか?」の「常に痛い、またはよく痛みがある」、「時々痛い」の人を腰痛者としてカウントする。(就職以前からの腰痛、業務以外が原因による腰痛を除く)

- (3) 大分県ノーリフティングケア普及促進事業に協力することができる。

#### 4 指定手続

ノーリフティングケア先進施設、取組継続施設の指定は次の手順で実施する。

- (1) 指定を受けようとする者は「指定申請書」「状況確認シート」に必要書類(別紙3、別紙4参照)を添付し、当センターあてに提出する。

- (2) 受領後、大分県社会福祉協議会(大分県社会福祉介護研修センター)で書類の確認、審査を行う。

先進施設(マスター)の審査では、現地調査を併せて実施する。

この要綱は、令和3年5月7日より施行する。

この要綱は、令和5年5月26日より一部改正する。

この要綱は、令和8年4月4日より一部改正する。